

京都市告示第 434 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、農業用水路等を次のように指定し、同条例第 3 条第 1 号の規定に基づき、次の農業用水路等を変更します。

当該農業用水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 21 年 1 月 23 日

京都市長 門川 大作

(指定農業用水路等)

整理番号	路 線 名	起 終 点 点
1	羽束師水5043号	伏見区羽束師菱川町159番地先 伏見区羽束師菱川町159番地先

(変更農業用水路等)

整理番号	路 線 名	旧新別	起 終 点 点
1	羽束師水5035号	旧	伏見区羽束師菱川町133番地先 伏見区羽束師菱川町150番地先
		新	伏見区羽束師菱川町133番地先 伏見区羽束師菱川町132番地先

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)